

諮問番号：令和7年度諮問第24号
答申番号：令和7年度答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年7月25日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人等の主張の要旨

1 審査請求人

家賃扶助の減額があり、生活が非常に困窮している。

現在の支給額では生活ができないので、家賃扶助を当初の金額に戻してほしい。したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、①令和5年6月分保護費の算定にあたり、同年度の障害基礎年金額及び年金生活者支援給付金額を予め把握した額により収入認定を行ったこと、②同月6日付けの特定個人情報照会結果により、審査請求人の同年度の障害厚生年金額を確認したこと、③同月分保護費から収入認定額の変更を行った結果、収入認定額の変更により同月分及び同年7月分の保護費に返納額が生じたため、同年8月分保護費にてそれぞれ減額調整することとし、審査請求人に対し、この取扱いの趣意を明示した通知を発したこと、④③に基づき、同月分保護費について、同年6月分及び同年7月

分の返納額を減額調整した額を支給する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 法第8条及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和42年5月24日判決・民集21巻5号1043頁）。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2、第8の3（2）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第36条第3項、第43条第1項、第43条の2第1項、第50条第1項のとおり、障害厚生年金の額は、毎年度改定される再評価率を当該年度の4月以降の保険給付に適用することとし、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項、第27条、第27条の2、第33条第1項及び国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第117号）第9条による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年政令第92号。以下「政令」という。）第1条のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされている。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）第4条、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年12月28日政令第364号。以下「施行令」という。）第4条の2のとおり、年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

さらに、次官通知第10及び局長通知第10の2(8)のとおり、収入充当額は第1に衣食等の生活費、第2に住宅費の順で充当させ、既に支給した保護費の一部を返還させる場合は、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができることとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法の各規定及び政令第1条により、令和5年度の審査請求人にかかる障害基礎年金額は795,000円であり、局長通知第8の1(4)アのとおり、これを各月に分割すると、1月あたりの額は66,250円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律の各規定及び施行令第4条の2により、同年度の審査請求人にかかる年金生活者支援給付金額は5,140円である。このように、処分庁は、障害基礎年金及び年金生活者支援給付金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和5年6月支給分から月額66,250円に改定されること、及び年金生活者支援給付金の額が同月支給分から月額5,140円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第8の2のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものとして、これらを収入認定したことが認められる。また、処分庁は、障害厚生年金について、特定個人情報照会により、審査請求人の障害厚生年金の年間受給額が年額307,151円から312,946円へ改定され、これを各月に分割すると、25,595円から26,078円へ改定されていることを確認し、1月あたり483円増額していることを踏まえ、局長通知第10の2(8)に照らし、令和5年6月分及び同年7月分の収入認定を変更し、それぞれにおいて生じた返納額の合計966円を本件処分である同年8月分の保護費において減額調整することとしたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和5年8月分保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費77,240円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費40,000円の合計135,110円を算定したうえで、障害基礎年金月額66,250円、年金生活者支援給付金月額5,140円及び障害厚生年金月額26,078円の合計97,468円を収入認定するとともに、同年6月分及び同年7月分の返納額合計966円を収入充当し、これらを差し引いた額36,676円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続にも誤りは認められない。

また、審査請求人は、住宅扶助を当初の金額に戻すことを主張しているが、住宅扶助費は40,000円から変更はなく、次官通知第10のとおり、収入充当額は生活費、住宅費の順に充当させることを踏まえると、生

活扶助費を超える額を住宅扶助費へと充当し、減額調整後の額を支給した本件処分は、法令等の解釈及び適用において誤りは認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年10月 1日 諮問の受付

令和7年10月 3日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：10月17日

口頭意見陳述申立期限：10月17日

令和7年11月26日 第1回審議

令和7年12月22日 第2回審議

令和8年 1月30日 第3回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

(3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「(前略) この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、

「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

- (5) 保護の基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯(単身世帯)の居宅基準の基準生活費の額は77,240円(第1類基準額②47,420円、第2類基準額②28,890円、経過的加算額930円の合計)である。

また、第2章2は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は17,870円である。

- (6) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

- (7) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。

- (8) 次官通知第10は、保護の決定について、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。

- (9) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則とし

て受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。
(後略)」と記している。

- (10) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、法第80条を適用すべき場合及び(7)のエによるべき場合を除き、当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (11) 厚生年金保険法第36条第3項は、「年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支払う。(後略)」と定めている。また、同法第50条第1項は、「障害厚生年金の額は、第43条第1項の規定の例により計算した額とする。(後略)」と定めるところ、同法第43条第1項は、「老齢厚生年金の額は、被保険者であつた全期間の平均標準報酬額(被保険者期間の計算の基礎となる各月の標準報酬月額と標準賞与額に、別表各号に掲げる受給権者の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める率(以下「再評価率」という。)を乗じて得た額の総額を、当該被保険者期間の月数で除して得た額をいう。(中略))の1,000分の5.481に相当する額に被保険者期間の月数を乗じて得た額とする。」と定めている。また、同法第43条の2第1項は、「再評価率については、毎年度、第1号に掲げる率(以下「物価変動率」という。)に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率(以下「名目手取り賃金変動率」という。)を基準として改定し、当該年度の4月以降の保険給付について適用する。(後略)」と定めている。

- (12) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。(後略)」と定めている。

そして、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。)」と定めている。この点について、改定率とは同法第27条において「(前略)次条第1項の規定により設定し、同条(第1項を除く。)から第27条の5までの規定により改定した率をいう。(後略)」と定めるところ、同法第27条の2第1項において、

「平成16年度における改定率は、1とする。」と定めている。また、同条第2項は「改定率については、毎年度、第1号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用する。（後略）」と、同条第3項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

(13) 政令第1条は、「令和5年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、昭和31年4月1日以前に生まれた者については1.015とし、同月2日以後に生まれた者については1.018とする。」と定めている。

(14) 年金生活者支援給付金の支給に関する法律第15条第1項は、「国は、国民年金法の規定による障害基礎年金（以下単に「障害基礎年金」という。）の受給権者であって当該障害基礎年金を受ける権利について同法第16条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条において「障害基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年の所得（中略）がその者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（中略）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給する。」と定め、同法第16条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

また、支給基準については同法第4条において定めるところ、同条第1項は、「給付基準額（中略）は、5,000円とする。」と、同条第2項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（中略）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第3項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」としている。

さらに、同法第19条において準用する第6条第1項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第3項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

(15) 施行令第4条の2は、「令和5年4月以降の月分の給付基準額（法〔年金生活者支援給付金の支給に関する法律。以下この項において同じ。〕第3条第1号に規定する給付基準額をいう。）については、法第4条第1項中「5,000円」とあるのは、「5,140円」と読み替えて、法の規定を適用す

る。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成30年5月15日付けで、処分庁は審査請求人に対し、法による保護を開始した
- (2) 平成30年5月15日、処分庁は、審査請求人に係る平成26年8月21日付けの「国民年金・厚生年金保険年金証書」の写しを受理した。年金の種類は「障害」と、受給権を取得した年月日は「平成26年3月」と、障害の等級は「〇級」と記載されていた。
- (3) 処分庁が行った特定個人情報照会に対する令和4年6月29日付けの「特定個人情報照会結果」によれば、審査請求人の年金支給開始年月日は「2022〔令和4年〕—04—01」と、年金支給額情報（国民年金）は「777800」と、年金支給額情報（厚生年金）は「307151」と記載されていた。
- (4) 令和5年5月19日に処分庁が作成した「保護決定調書」によれば、生活扶助（第1類・加算）が「66,220円」、生活扶助（第2類）が「28,890円」、住宅扶助が「40,000円」であり、合計「135,110円」が最低生活費とされるとともに、収入充当額は、生活扶助において「95,110円」、住宅扶助において「1,875円」の合計「96,985円」（障害基礎年金66,250円、年金生活者支援給付金5,140円、障害厚生年金25,595円の合計）とされ、扶助額は「38,125円」とされていた。また、「決定理由」欄には、「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年厚生省発社第123号）第8-3-(2)-ア-（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されていた。
- (5) 令和5年6月2日に処分庁が行った生保特定個人情報照会について、令和5年6月6日付けの「特定個人情報照会結果」によれば、審査請求人の年金支給開始年月日は「2023〔令和5年〕—04—01」と、年金支給額情報（国民年金）は「795000」と、年金支給額情報（厚生年金）は「312946」と記載されていた。
- (6) 令和5年6月27日に処分庁が作成した審査請求人に係る「保護決定調書」によれば、生活扶助（第1類・加算）が「66,220円」、生活扶助（第2類）が「28,890円」、住宅扶助が「40,000円」であり、合計「135,110円」が最低生活費とされるとともに、収入充当額は、生活扶助において「95,110円」、住宅扶助において「2,358円」の合

計「97,468円」（障害基礎年金66,250円、年金生活者支援給付金5,140円、障害厚生年金26,078円の合計）とされ、扶助額は「37,642円」となっていた。また、住宅扶助の6月分日割計算額（8月分減額調整）が「-483円」とされており、「決定理由」欄には、「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる6月分返納金を収入充当額として8月分保護費より1回で減額調整します。 次第8-3-(2)-ア-(ア) 局第10-2-(8)」と記載されていた。

(7) 令和5年6月27日付けで、処分庁は審査請求人に対し、局長通知第10の2(8)に基づき減額調整の趣意を明示した「通知書」を発出した。「理由」欄には「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる6月分返納金を収入充当額として8月分保護費より1回で減額調整します。 次第8-3-(2)-ア-(ア) 局第10-2-(8)」と、「扶助額(月額)」欄には、「基準額」として「77,240」、「加算額」として「17,870」、「住宅扶助」として「40,000」、「合計 135,110」と記載されるとともに、「収入充当額」は「97,468円」とされ、「扶助額(住宅扶助)」として「37,642円」、「既支給額」として「38,125円」、支給額として「-483円」と記載されていた。

(8) 令和5年6月27日に処分庁が作成した審査請求人に係る「保護決定調書」によれば、生活扶助(第1類・加算)が「66,220円」、生活扶助(第2類)が「28,890円」、住宅扶助が「40,000円」であり、合計「135,110円」が最低生活費とされるとともに、収入充当額は、生活扶助において「95,110円」、住宅扶助において「2,358円」の合計「97,468円」（障害基礎年金66,250円、年金生活者支援給付金5,140円、障害厚生年金26,078円の合計）とされ、扶助額は「37,642円」とされていた。また、住宅扶助の7月分日割計算額（8月分減額調整）が「-483円」とされており、「決定理由」欄には、「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる7月分返納金を収入充当額として8月分保護費より1回で減額調整します。 次第8-3-(2)-ア-(ア) 局第10-2-(8)」と記載されていた。

(9) 令和5年6月27日付けで、処分庁は審査請求人に対し、局長通知第10の2(8)に基づき減額調整の趣意を明示した「通知書」を発出した。「理由」欄には「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる7月分返納金を収入充当額として8月分保護費より1回で減額調整します。 次第8-3-(2)

ーアー（ア） 局第10-2-（8）」と、「扶助額（月額）」欄には、「基準額」として「77,240」、「加算額」として「17,870」、「住宅扶助」として「40,000」、「合計 135,110」と記載されるとともに、「収入充当額」は「97,468円」とされ、「扶助額（住宅扶助）」として「37,642円」、「既支給額」として「38,125円」、支給額として「-483円」と記載されていた。

（10）令和5年6月27日に処分庁が作成した審査請求人に係る「保護決定調書」によれば、生活扶助（第1類・加算）が「66,220円」、生活扶助（第2類）が「28,890円」、住宅扶助が「40,000円」であり、合計「135,110円」が最低生活費とされるとともに、収入充当額は、生活扶助において「95,110円」、住宅扶助において「2,358円」の合計「97,468円」（障害基礎年金66,250円、年金生活者支援給付金5,140円、障害厚生年金26,078円の合計）とされ、また、「減額調整額」が「966円」とされ、扶助額は「36,676円」とされていた。さらに、「決定理由」欄には、「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる6月・7月分返納金を収入充当額として8月分保護費よりそれぞれ1回で減額調整します。 次第8-3-（2）ーアー（ア） 局第10-2-（8）」と記載されていた。

（11）令和5年7月25日付けで、処分庁は審査請求人に対し、「保護決定通知書」を発出した（本件処分）。同通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり決定いたしましたから通知します。」と記載されるとともに、保護変更は「令和05年08月01日」、保護の種類は「住宅扶助、医療扶助」、保護決定理由は「令和5年6月支給分から年金額が改定されたため、6月1日付で年金の収入認定額を変更します。認定に伴い生じる6月・7月分返納金を収入充当額として8月分保護費よりそれぞれ1回で減額調整します。 次第8-3-（2）ーアー（ア） 局第10-2-（8）」と記載されていた。また、扶助額（月額）については、基準額が「77,240」、加算額が「17,870」、住宅扶助が「40,000」で「合計 135,110」とされるとともに、収入充当額については「97,468円」（障害基礎年金66,250円、年金生活者支援給付金5,140円、障害厚生年金26,078円の合計）、過払充当額等が「966円」で「合計 98,434円」とされ、支給額は、住宅扶助として「36,676円」と記載されていた。

（12）令和5年10月12日、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、①令和5年6月分保護費の算定に当たり、同年度の障害基礎年金額及び年金生活者支援給付金額について、予め把握した額により収入認定を行ったこと、②同月6日付けの特定個人情報照会結果により、審査請求人の同年度の障害厚生年金額を確認したこと、③同月分保護費から収入認定額の変更を行った結果、収入認定額の変更により同月分及び同年7月分の保護費に返納額が生じたため、同年8月分保護費にてそれぞれ減額調整することとし、審査請求人に対し、この取扱いの趣意を明示した通知を発したこと、④③に基づき、同月分保護費について、同年6月分及び同年7月分の返納額を減額調整した額を支給する本件処分を行ったことが、それぞれ認められる。

(2) 法第8条及び保護の基準別表第1のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている(最高裁昭和42年5月24日判決・民集21巻5号1043頁)。

また、次官通知第8の2、第8の3(2)ア(ア)及び局長通知第8の1(4)アのとおり、収入の認定は月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、厚生年金保険法第36条第3項、第43条第1項、第43条の2第1項、第50条第1項のとおり、障害厚生年金の額は、毎年度改定される再評価率を当該年度の4月以降の保険給付に適用することとし、国民年金法第18条第3項、第27条、第27条の2、第33条第1項及び政令第1条のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされている。さらに、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第4条、第15条第1項、第16条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項並びに施行令第4条の2のとおり、年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じて、その翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

一方、次官通知第10及び局長通知第10の2(8)のとおり、収入充

当額は第1に衣食等の生活費、第2に住宅費の順で充当させ、既に支給した保護費の一部を返還させる場合は、その返還を要する額を次回支給月以後の収入充当額として計上することによって調整することができることとされている。

これらのことを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、前記国民年金法の各規定及び政令第1条により、令和5年度の審査請求人に係る障害基礎年金額は795,000円であり、局長通知第8の1(4)アのとおり、これを各月に分割すると、1月当たりの額は66,250円である。また、前記年金生活者支援給付金の支給に関する法律の各規定及び施行令第4条の2により、同年度の審査請求人に係る年金生活者支援給付金額は月額5,140円である。このように、処分庁は、障害基礎年金及び年金生活者支援給付金の額が毎年度改定されることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和5年6月支給分から月額66,250円に改定されること、及び年金生活者支援給付金の額が同月支給分から月額5,140円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第8の2のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものとして、これらを収入認定したことが認められる。

また、処分庁は、障害厚生年金について、特定個人情報照会により、審査請求人の障害厚生年金の年間受給額が307,151円から312,946円に改定され、これを各月に分割すると25,595円から26,078円となることを確認し、1月当たり483円増額していることを踏まえ、局長通知第10の2(8)に照らし、令和5年6月分及び同年7月分の収入認定を変更し、それぞれにおいて生じた返納額の合計966円を、本件処分により同年8月分の保護費において減額調整することとしたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和5年8月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費77,240円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費40,000円の合計135,110円を算定したうえで、障害基礎年金月額66,250円、年金生活者支援給付金月額5,140円及び障害厚生年金月額26,078円の合計97,468円を収入認定するとともに、同年6月分及び同年7月分の返納額合計966円を収入充当し、これらを差し引いた額である36,676円を住宅扶助として支給するものであり、これらの額は前述のとおり、保護の基準及び年金関連各法に照らし違算はなく、処分庁の判断及び手続にも誤りは認められない。

また、審査請求人は、住宅扶助費を当初の額に戻すことを主張しているが、住宅扶助費の額は40,000円から変更されておらず、次官通知第

10において収入充当額は生活費、住宅費の順に充当させることとされていることから、本件収入充当額97,468円のうち、最優先順位である生活扶助費に充当される95,110円(満額)を超える2,358円については、下表のとおり、次順位である住宅扶助費に充当して減額調整を行ったものであり、本件処分に法令等の解釈及び適用における誤りは認められない。

《年金額改定前後の扶助額及び収入充当額》

(1) 年金額改定前(月額)

		生活扶助 (加算含む) A	住宅扶助 B	保護費 計 (A+B=C)	年金等の 支給額 D	保護費と年 金等の合計 (C+D)
①	扶助額	95,110円	40,000円	135,110円		
②	収入充当額	95,110円	<u>1,875円</u>	<u>96,985円</u>		
	差引支給額 (①-②)	0円	<u>38,125円</u>	<u>38,125円</u>	<u>96,985円</u>	<u>135,110円</u>

D(年金等:96,985円)の内訳

- ア 障害基礎年金 66,250円
- イ 障害厚生年金 25,595円
- ウ 年金生活者支援給付金 5,140円



(2) 年金額改定後(月額) ※年金月額483円増

		生活扶助 (加算含む) A	住宅扶助 B	保護費 計 (A+B=C)	年金等の 支給額 D	保護費と年 金等の合計 (C+D)
①	扶助額	95,110円	40,000円	135,110円		
②	収入充当額	95,110円	<u>2,358円</u>	<u>97,468円</u>		
	差引支給額 (①-②)	0円	<u>37,642円</u>	<u>37,642円</u>	<u>97,468円</u>	<u>135,110円</u>

D(年金等:97,468円)の内訳

- ア 障害基礎年金 66,250円
- イ 障害厚生年金 26,078円 ((1)に比べ+483円)

ウ 年金生活者支援給付金 5, 140円

※ 令和5年4月の障害年金額改定(月額483円増)に伴い、同年8月分保護費において住宅扶助への収入充当額も同額の増となったため、住宅扶助として支給される額がその分減となっている。しかし、住宅扶助を含む保護費全額と年金等の額の合計は、年金額改定の前後で135,110円と変わっていない。

なお、同年8月分保護費のみ、同年6・7月分保護費に係る返納額966円が減額調整されるため、差引支給額は37,642円－966円＝36,676円(住宅扶助)となる。

(3) 以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員(部会長) 一高 龍司
委員 渋谷 麻衣子
委員 酒井 貴子